

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表
されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025年 9 月 26 日

株式会社五健堂ホールディングス

(旧会社名 株式会社五健堂)

GOKENDO Holdings, Inc.

(旧英訳名 GOKENDO CO., Ltd.)

(注) 2025年 3 月 28 日開催の第 35 回定時株主総会の決議により、2025 年 4 月 1 日から社名を上記のとおり変更いたしました。

代表取締役社長 蓮尾 拓也

京都府京都市伏見区横大路菅本 2 番地 58

(075) 612-6688 (代)

取締役経営管理本部長 不破 洋伸

宝印刷株式会社

代表取締役社長 白井 恒太

東京都豊島区高田三丁目 28 番 8 号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社五健堂ホールディングス

<https://www.gokendo.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部

【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期中	第35期中	第36期中	第34期	第35期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	4,335,255	5,236,542	5,294,168	9,085,107	10,793,977
経常利益 (千円)	372,076	315,871	428,184	667,858	551,165
親会社株主に帰属する中 間（当期）純利益 (千円)	241,756	152,314	241,652	369,258	318,721
中間包括利益 又は包括利益 (千円)	241,756	146,294	241,607	369,258	315,355
純資産額 (千円)	3,302,598	3,538,838	3,917,132	3,417,149	3,694,950
総資産額 (千円)	10,458,254	12,503,415	13,300,025	11,019,849	12,880,599
1株当たり純資産額 (円)	2,550.27	2,732.69	3,024.81	2,638.73	2,853.24
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間 配当額） (円)	10.00 (10.00)	10.00 (10.00)	10.00 (10.00)	29.00 (10.00)	25.00 (10.00)
1株当たり中間（当期） 当期純利益 (円)	186.68	117.62	186.60	285.14	246.12
潜在株式調整後1株当た り中間（当期）純利益 (円)	185.45	116.86	185.42	281.45	242.96
自己資本比率 (%)	31.6	28.3	29.5	31.0	28.7
自己資本利益率 (%)	7.6	4.4	6.3	11.4	9.0
株価収益率 (倍)	21.4	34.0	21.4	14.0	16.3
配当性向 (%)	5.4	8.5	5.4	10.2	10.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	661,855	751,614	770,637	1,026,707	1,237,587
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△506,965	△1,194,260	△811,425	△843,582	△1,835,889
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	25,250	947,732	115,603	45,405	778,818
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	1,612,963	2,166,441	1,916,685	1,661,354	1,841,871
従業員数 (名) （外、平均臨時雇用者数）	577 (452)	659 (514)	669 (582)	573 (474)	662 (541)

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間連結

会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
総合物流マネジメント事業	624（150）
フード&サービス事業	45（432）
合計	669（582）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14（1）	48.8	5.9	4,198

セグメントの名称	従業員数（名）
総合物流マネジメント事業	14（1）
フード&サービス事業	－（－）
合計	14（1）

（注）1．従業員数は就業人員（当社グループから当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当中間会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（3）労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（1）業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、一部で足踏みがあるものの穏やかな回復基調が継続している一方で、原油・素材価格の上昇、人手不足、金利の上昇、米国経済の動向等、複合的な懸念材料が存在することを受けて、企業や消費者の景気見通しについては、先行きに対する警戒感が根強く、不透明感が残る状況となっております。

そのような環境下において当社グループは、今年度の基本方針として、売上高の拡大を優先するのではなく、利益率の改善に注力することを掲げて業務を推進して参りました。その結果、売上高は、前年同期比で57,626千円増加（1.1%増）と微増に止まったものの、売上原価につきましては、燃料費が同19,044千円増加（12.8%増）や労働力不足補完のための派遣費用を中心とした外注費が同45,662千円増加（20.1%増）等の利益圧迫要因があった中、庸車費用の同179,469千円減少（25.6%減）や道路使用料の同14,476千円減少（9.8%減）等を主因として、売上原価全体では102,088千円の減少（2.6%減）となりました。

その結果、売上高総利益率が前年同期比で2.7%改善され、1,414,537千円の売上総利益が確保できたことを受けて、賃上げによる人件費増加等を中心とした販管費の増加分45,060千円を吸収することが可能となり、前年同期比で58.7%増の中間純利益確保につながったものです。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は5,294,168千円（前年同期比1.1%増）、営業利益は404,739千円（同39.5%増）となり、売電収入や補助金等の営業外収益が上乗せされ、経常利益は428,184千円（同35.6%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は241,652千円（同58.7%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

①総合物流マネジメント事業

総合物流マネジメント事業につきましては、上述のとおり利益確保に注力したこともあり、ほぼ前年同期並みの売上となりました。しかしながら、経費削減による利益率向上に努めた成果が出てきており、前年同期比で125,216千円増の営業利益確保となりました。

この結果、セグメント売上高4,321,108千円（同0.1%増）、セグメント利益335,865千円（同59.4%増）となりました。

②フード&サービス事業

フード&サービス事業につきましては、中核である㈱F&Sのコメダ珈琲部門が新規出店等の効果もあり、セグメント全体の売上は、前年同期比で増加したものの、原材料・光熱費の高騰や賃上げに伴う人件費の増加等があり、営業利益ベースでは前年同期比で減収となりました。

この結果、セグメント売上高973,060千円（同5.8%増）、セグメント利益66,473千円（同16.3%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ74,814千円増加し、1,916,685千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は770,637千円であります。税金等調整前中間純利益435,382千円に対し、減価償却費（のれん償却を含む。）375,302千円が主な増加要因であり、一方、その他負債の減少額75,554千円、法人税等の支払額131,924千円等が主な減少要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は811,425千円であります。支出の主な要因は、有形固定資産の取得による支出760,848千円、定期預金の預入による支出57,189千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は 115,603 千円であります。主な増加要因は、短期借入金の借入による収入 585,784 千円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出 580,465 千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
総合物流マネジメント事業	4,321,108	100.1
フード&サービス事業	973,060	105.8
合計	5,294,168	101.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主な販売先につきましては、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10％以上を占める販売先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
 - ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
 - ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除

することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合____当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合____当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合____当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である

- 場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべか

- らざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑲ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合
このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当期の財政状態の概況

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ 164,339 千円減少し、3,720,857 千円となりました。これは主に、「受取手形及び売掛金」が 199,433 千円減少したこと等によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ 583,764 千円増加し、9,579,168 千円となりました。これは主に、「第8物流センター」建設に係る「建設仮勘定」が 502,410 千円、「建物及び構築物（純額）」が 37,018 千円増加したこと等に伴い、有形固定資産が 512,507 千円増加したことによるものであります。

その結果、当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ 419,425 千円増加し、13,300,025 千円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ 501,092 千円増加し、3,880,004 千円となりました。これは主に、「短期借入金」が 585,784 千円、「未払法人税等」が 96,178 千円増加したこと等によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ 303,849 千円減少し、5,502,888 千円となりました。これは主に、「長期借入金」が 281,856 千円減少したこと等によるものであります。

その結果、当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ 197,243 千円増加し、9,382,892 千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ 222,182 千円増加し、3,917,132 千円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益の計上に伴い「利益剰余金」が 222,227 千円増加したことによるものであります。

(3) 当期の経営成績の概況

「1【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) 当期のキャッシュ・フローの概況

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況について、当中間連結会計期間に著しい変動があったものは次のとおりであります。主な変動の内容は、前連結会計年度末に計画しておりました物流センターの建設等に伴う「建設仮勘定」の増加であります。

(発行者)

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (㎡)	機械装置 及び 車両運搬具	その他	合計	
第8 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント 事業	賃貸等 不動産	—	—	—	976,583	976,583	—

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定であります。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

①当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	完成年月
(株)ウィングスマルコー	上京営業所 (京都市上京区)	総合物流 マネジメント事業	賃貸住宅 作業場	2025年3月

②当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間末現在発行数 (株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数 (株) (2025年9月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,240,000	2,945,000	1,295,000	1,295,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株あります。
計	4,240,000	2,945,000	1,295,000	1,295,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式24,300株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

区分	当中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	243	243
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,300(注)1	24,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250(注)2	1,250(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,250 資本組入額 625	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡することはできない。	第三者に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使をしていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認められる調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき1,250円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、行使価額を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者の新株予約権の行使による権利行使価額の年額（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ④ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の権利行使可能期間中において、当社の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外問わず）に上場（東京プロマーケット上場を除く）した日より1年を経過したときより行使することができるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

（3）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	1,295,000	—	496,500	—	470,000

(4) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社HFG	京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町 98 番地	540,000	41.70
蓮尾 拓也	京都府京都市伏見区	504,900	38.99
株式会社ハートフレンド	京都府京都市下京区若宮通五条下る毘沙門町 33 番地 1	12,500	0.97
株式会社横綱	京都府京都市南区吉祥院這登西町 30 番地の 8	12,500	0.97
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地	12,500	0.97
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町 1 番 38 号	12,500	0.97
株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町 16 番地	12,500	0.97
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町 7 番地	12,500	0.97
株式会社石村組	京都府亀岡市篠町馬堀広道 19 番地の 1	7,500	0.58
株式会社H&L	京都府宇治市木幡御蔵山 39 番地の 1630	7,500	0.58
株式会社エスコポレーション	大阪府大阪市北区長柄西 2 丁目 11 番 24 号	7,500	0.58
株式会社STG	大阪府八尾市山賀町 6 丁目 82 番地 2	7,500	0.58
株式会社エス・ワイ・シー	徳島県板野郡松茂町広島字北川向二ノ越 26 番地 1	7,500	0.58
株式会社ディー・ワイ・シー	徳島県板野郡松茂町広島字南川向 35 番地 47	7,500	0.58
株式会社ナナパシフィック	京都府亀岡市千歳町国分後田 22 番地の 1	7,500	0.58
株式会社フジデン	大阪府枚方市長尾谷町 1 丁目 105 番地 11	7,500	0.58
株式会社忠英建設	京都府京都市伏見区横大路畔ノ内 45 番 1	7,500	0.58
計	—	1,187,400	91.69

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,295,000	12,950	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,295,000	—	—
総株主の議決権	—	12,950	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(6) 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2020年9月30日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、当社及び関連会社従業員141名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者のうち、退職による権利喪失、従業員の役員就任等により、本中間発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社及び関連会社取締役及び従業員116名となっております。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	4,000	—	—	—	—	—
最低（円）	4,000	—	—	—	—	—

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに変更はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項で認められた会計基準に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,398,636	2,443,010
受取手形及び売掛金	※1 1,160,711	961,278
棚卸資産	※2 94,281	※2 125,058
その他	237,766	197,237
貸倒引当金	△6,200	△5,727
流動資産合計	3,885,196	3,720,857
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,195,866	4,232,884
土地	2,435,880	2,435,880
建設仮勘定	474,173	976,583
その他(純額)	860,197	833,276
有形固定資産合計	7,966,117	8,478,625
無形固定資産		
のれん	245,544	193,177
その他	20,673	32,701
無形固定資産合計	266,218	225,879
投資その他の資産	763,067	874,663
固定資産合計	8,995,403	9,579,168
資産合計	12,880,599	13,300,025

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	508,534	462,556
短期借入金	785,000	1,370,784
一年以内返済予定の長期借入金	962,698	864,089
リース債務	137,210	156,180
未払法人税等	137,986	234,165
賞与引当金	63,950	130,644
その他	783,530	661,584
流動負債合計	3,378,911	3,880,004
固定負債		
長期借入金	4,788,064	4,506,208
リース債務	416,682	410,829
退職給付に係る負債	86,917	91,322
資産除去債務	294,326	296,684
その他	220,746	197,844
固定負債合計	5,806,737	5,502,888
負債合計	9,185,649	9,382,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	496,500	496,500
資本剰余金	470,000	470,000
利益剰余金	2,731,815	2,954,043
株主資本合計	3,698,315	3,920,543
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△3,365	△3,410
その他の包括利益累計額合計	△3,365	△3,410
純資産合計	3,694,950	3,917,132
負債・純資産合計	12,880,599	13,300,025

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
売上高	5,236,542	5,294,168
売上原価	3,981,719	3,879,630
売上総利益	1,254,823	1,414,537
販売費及び一般管理費	※ 964,738	※ 1,009,798
営業利益	290,085	404,739
営業外収益		
受取利息	24	953
受取配当金	288	381
保険解約収入	240	1,443
為替差益	115	—
売電収入	—	8,488
受取家賃	5,930	6,302
補助金	1,381	10,041
燃費補償	10,110	—
事故保険金	9,225	13,540
その他	16,642	14,825
営業外収益合計	43,958	55,976
営業外費用		
支払利息	15,959	30,401
為替差損	—	867
その他	2,212	1,262
営業外費用合計	18,172	32,532
経常利益	315,871	428,184
特別利益		
固定資産売却益	9,552	7,641
特別利益合計	9,552	7,641
特別損失		
固定資産除却損	65	443
特別損失合計	65	443
税金等調整前中間純利益	325,358	435,382
法人税、住民税及び事業税	194,394	227,577
法人税等調整額	△21,351	△33,848
法人税等合計	173,043	193,729
中間純利益	152,314	241,652
親会社株主に帰属する中間純利益	152,314	241,652

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	152,314	241,652
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△6,020	△45
その他の包括利益合計	△6,020	△45
中間包括利益	146,294	241,607
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	146,294	241,607
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	325,358	435,382
減価償却費	330,534	322,935
のれん償却	52,366	52,366
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△921	△473
賞与引当金の増減額 (△は減少)	39,094	66,693
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	8,591	4,405
受取利息及び受取配当金	△313	△1,335
支払利息	15,959	30,401
固定資産売却益	△9,552	△7,641
固定資産除却損	65	443
為替差損益 (△は益)	△115	867
保険解約収入	△240	△1,443
補助金	△1,381	△10,041
売上債権の増減 (△は増加)	26,636	199,433
棚卸資産の増減 (△は増加)	8,688	△30,777
その他資産の増減 (△は増加)	27,169	△3,466
未払消費税等の増減 (△は減少)	80,057	△11,963
未払費用の増減 (△は減少)	15,244	△45,978
前受収益の増減 (△は減少)	△33,107	△24,560
資産除去債務の増減額 (△は減少)	2,367	2,357
その他負債の増減 (△は減少)	22,156	△75,554
小計	908,656	902,052
利息及び配当金の受取額	307	1,183
利息の支払額	△14,465	△26,292
補助金の受取額	1,381	10,041
法人税等の支払額	△154,631	△131,924
法人税等の還付額	10,366	15,576
営業活動によるキャッシュ・フロー	751,614	770,637
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△36,200	△57,189
定期預金の払戻による収入	60,000	87,781
無形固定資産の取得による支出	—	△15,115
有形固定資産の取得による支出	△57,976	△760,848
有形固定資産売却による収入	9,975	11,619
投資有価証券の取得による支出	—	△15,000
保険積立金積立による支出	△17,068	△17,125
保険積立金解約による収入	870	3,110
事業譲受による支出	△1,150,311	—
その他	△3,549	△48,659
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,194,260	△811,425

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 50, 000	585, 784
長期借入金の返済による支出	△ 482, 336	△ 580, 465
長期借入金の借入による収入	1, 535, 000	200, 000
リース債務返済による支出	△ 30, 326	△ 70, 290
配当金の支払による支出	△ 24, 605	△ 19, 425
財務活動によるキャッシュ・フロー	947, 732	115, 603
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	505, 086	74, 814
現金及び現金同等物の期首残高	1, 661, 354	1, 841, 871
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2, 166, 441	※ 1, 916, 685

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首より適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月 30 日)
受取手形	3,596千円	一千円

※ 2 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月 30 日)
商品及び製品	71,963千円	105,256千円
仕掛品	3,245千円	3,245千円
原材料及び貯蔵品	19,071千円	16,555千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
役員報酬	78,300千円	78,000千円
給料手当	330,608	360,558
減価償却費	109,110	110,594

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	2,692,799千円	2,443,010千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△526,358	△526,324
現金及び現金同等物	2,166,441	1,916,685

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年3月25日 定時株主総会	普通株式	24,605	19.00	2023年12月31日	2024年3月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年8月9日 取締役会	普通株式	12,950	10.00	2024年6月30日	2024年9月6日	利益剰余金

当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	19,425	15.00	2024年12月31日	2025年3月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年8月8日 取締役会	普通株式	12,950	10.00	2025年6月30日	2025年9月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			調整額	中間連結損益 計算書計上額 (注)
	総合物流 マネジメント事業	フード& サービス事業	計		
売上高					
顧客との契約から 生じる収益	4,316,553	919,989	5,236,542	—	5,236,542
外部顧客への売上高	4,316,553	919,989	5,236,542	—	5,236,542
セグメント間の内部売 上高又は振替高	39,353	6,998	46,352	△46,352	—
計	4,355,907	926,987	5,282,894	△46,352	5,236,542
セグメント利益	210,648	79,436	290,085	—	290,085

(注) セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。
 当中間連結会計期間(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注 1)	中間連結損益 計算書計上額 (注 2)
	総合物流 マネジメント事業	フード& サービス事業	計		
売上高					
顧客との契約から 生じる収益	4,321,108	973,060	5,294,168	—	5,294,168
外部顧客への売上高	4,321,108	973,060	5,294,168	—	5,294,168
セグメント間の内部売 上高又は振替高	39,823	6,716	46,539	△46,539	—
計	4,360,931	979,776	5,340,708	△46,539	5,294,168
セグメント利益	335,865	66,473	402,339	2,400	404,739

(注) 1. セグメント利益の調整額は、営業外収益との取引相殺による差額であります。

2. 調整後のセグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024 年 12 月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券(注 2)	25,379	25,379	—
資産計	25,379	25,379	—
(1) 長期借入金(一年以内返済予定の 長期借入金を含む)	5,750,762	5,554,661	△196,100
(2) リース債務(一年以内返済予定の リース債務を含む)	553,893	529,340	△24,553
負債計	6,304,656	6,084,002	△220,654

当中間連結会計期間(2025 年 6 月 30 日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券(注 2)	25,314	25,314	—
資産計	25,314	25,314	—
(1) 長期借入金(一年以内返済予定の 長期借入金を含む)	5,370,297	5,184,789	△185,508
(2) リース債務(一年以内返済予定 のリース債務を含む)	567,010	550,030	△16,980
負債計	5,937,307	5,734,819	△202,488

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の金融商品の中間連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025 年 6 月 30 日)
投資有価証券	—	15,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資

有価証券」には含めておりません。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
株式	25,379	—	—	21,557
資産計	25,379	—	—	21,557

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
株式	25,314	—	—	25,314
資産計	25,314	—	—	25,314

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （一年以内返済予定を含む）	—	5,554,661	—	5,554,661
リース債務 （一年以内返済予定を含む）	—	529,340	—	529,340
負債計	—	6,084,002	—	6,084,002

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （一年以内返済予定を含む）	—	5,184,789	—	5,184,789
リース債務 （一年以内返済予定を含む）	—	550,030	—	550,030
負債計	—	5,734,819	—	5,734,819

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（一年以内返済予定を含む）、リース債務（一年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	117円62銭	186円60銭
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	152,314	241,652
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中 間純利益(千円)	152,314	241,652
期中平均株式数(株)	1,295,000	1,295,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	116円86銭	185円42銭
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数(株)	8,364	8,284
(うち新株予約権(株))	(8,364)	(8,284)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(当社子会社における固定資産の譲渡及び特別利益の計上)

2025年3月28日付「子会社における固定資産の譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、当社子会社である株式会社三輪タイヤ（以下、三輪タイヤ）において、2025年8月27日付で所有不動産の譲渡を実行しております。

1. 固定資産譲渡の理由

当社子会社の三輪タイヤにおきましては、業務効率を高め、収益力の向上を図るために、2023年10月に京都市山科区から京都市伏見区に本社を移転しております。今回譲渡対象としたのは、京都市山科区の同社旧本社施設であり、経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため、以下の土地・建物を譲渡いたしました。

2. 譲渡資産の内容

所在地	資産の内容	現況
京都府京都市山科区小野鐘付田町7番地3 他	土地 832.71 m ² 建物 606.73 m ²	事務所及び倉庫他

(注) 譲渡価額及び帳簿価額につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。

3. 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。なお、譲渡先は国内の一般事業法人であり、譲渡先と当社との間には、資本関係、人的関係及び取引関係はなく、関連当事者にも該当いたしません。

4. 特別利益の計上

2025年8月20日付「特別利益の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、今回の固定資産の譲渡に伴い、2025年下期に特別利益を152,440千円計上することとなりました。

なお、それに伴い2025年12月期における連結業績予想を修正しております。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 25 日

株式会社五健堂ホールディングス

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 立 石 祐 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 静 山 な つ み

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社五健堂ホールディングスの 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社五健堂ホールディングス及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書に

において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。